平成２５年（再イ）第１７２号
大阪市東淀川区東淡路１丁目４番１―505号
再生債務者　山本　武美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第６号
北海道北見市美山町東２丁目73番地85、住居表示変更前北海道北見市美山町73番地85
再生債務者　桂島　啓誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２５年（再イ）第７号
北海道北見市端野町三区418番地28
再生債務者　小山　勝昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山２丁目18番11号
再生債務者　小幡　克浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第４号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3227番地13
再生債務者　木村　和弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（再イ）第１２号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9792番地１
再生債務者　石川　善晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第６２号
神奈川県藤沢市亀井野401番地
再生債務者　村木　伸夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第２号
北海道室蘭市柏木町３番７号
再生債務者　高橋　靖彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２５年（再イ）第８号
盛岡市永井14地割58番地５
再生債務者　菅原　詔敏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（再イ）第１６号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2447番地24
再生債務者　見目　奈美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第１７号
栃木県宇都宮市若松原３丁目18番15号
再生債務者　木村　芳彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第１５号
岐阜県羽島市正木町新井787番地　ホワイトプラザⅡ103号室
再生債務者　吉田　秋博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日　岐阜地方裁判所

平成２５年（再イ）第５号
山口県周南市岡田町９番10号
再生債務者　稲倉　憲治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日　山口地方裁判所周南支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所公告第１号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、今治広域都市計画事業今治新都市第１地区土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により公告する。
平成 25 年８月 23 日
独立行政法人都市再生機構
今治都市開発事務所　所長　梅田　清春
記
1　縦覧開始の日　平成25年８月24日
（縦覧期間２週間）
2　縦覧場所　愛媛県今治市共栄町二丁目２番１号　朝日生命今治ビル４階
独立行政法人都市再生機構
今治都市開発事務所
3　縦覧時間　午前９時00分から
午後５時25分まで

高速道路工事完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。
平成 25 年８月 23 日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博
記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事完了の日
関越自動車道新潟線	埼玉県坂戸市塚崎から埼玉県坂戸市栗生田まで（坂戸西スマートＩＣ）	改築工事	平成25年８月24日